

大阪府都市整備部電子納品要領（案）改訂の主なポイント
----------------------------

**【対象要領】**

- ・大阪府都市整備部電子納品要領（案）〔業務委託編〕 令和5年4月
- ・大阪府都市整備部電子納品要領（案）〔工事編〕 令和5年4月

**1. 施設情報の必須記入に伴う対応（業務委託・工事編）**

- ・施設情報が記入可能な成果については、成果品データの利活用で重要な「施設情報」を必須記入とすることを追加。

**2. 公開用成果品の納品に伴う対応（業務委託編）**

- ・業務成果として公開用成果品（黒塗り成果）の作成が必要な業務について、公開用成果品フォルダを作成して公開用成果品の PDF データを格納することを追加。
- ・公開用成果品の納品に伴う対応として、「フォルダ構成」、「成果品の管理項目」、「ファイル形式」、「ファイルの命名規則」、「電子媒体」の各項目に文言を追加し、「公開用成果品ファイルの作成」の項目を追加。

**3. BIM/CIM フォルダの追加に伴う対応（業務委託・工事編）**

- ・BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）の改定と整合を図り、BIM/CIM 関するデータを納品（格納）する際の「BIM/CIM フォルダ」を追加。

**4. 電子媒体の規定を変更**

- ・使用する電子媒体は CD-R,DVD-R を標準としていたが、BD-R も標準使用可（協議することなく使用可）とすることを追加。